

令和6年度 伊万里市庁舎1階窓口リニューアル業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

市庁舎1階窓口は、課名表示のみで来庁目的に応じた案内サインが整備されていないほか、窓口カウンターに適切な仕切りがなく、プライバシー保護の面で不十分であるなどの課題を抱えている。

このため、来庁者に配慮したユニバーサルデザインを用いて、案内サインやカウンター等を抜本的に見直す庁舎1階窓口のリニューアルを実施し、市民サービスの向上を図る。

実施にあたっては、対象範囲が広く、改修可能な時間帯が閉庁時間に限定され、短期間での導入スケジュールとなることから、同様の業務における実績を有する事業者であること、さらに、単に価格の比較ではなく、デザイン提案から物品の納入、施工に至るまで一体的な提案が必要である。

このため、事業者からの提案を比較できる公募型プロポーザル方式による随意契約で業者選定を行う。

本要領は、「令和6年度 伊万里市庁舎1階窓口リニューアル業務委託」（以下「本業務」という。）の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 本業務の概要

- (1) 業務内容：仕様書のとおり
- (2) 履行期間：契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

3 見積限度額

50,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

※見積限度額は契約予定金額を示すものではなく、業務の規模を示すものである。

なお、見積上限額を超えたものは失格とする。

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

5 参加資格要件

(1) 参加者の構成

- ①本プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）は、本業務の的確性及び効率性を確保するため、本業務を構成する各業務のいずれかを自治体から受注した実績又は契約予定（契約締結済）がある事業者とする。ただし、実績等がある他の事業者（以下「協力事業者」という。）に業務の一部を再委託し、役割を分担して業務を遂行することができる。
- ②協力事業者は、当該事業者単体又は他の参加者の協力事業者として、本プロポーザルに参加することができない。
- ③参加者は、協力事業者に本業務の全部を委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 資格要件

参加者及び協力事業者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- ①参加者は、市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所等のいずれかを有すること。
なお、協力事業者はこの限りではない。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- ③参加申込書の提出締切日において、伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成16年告示第81号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- ④参加申込書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑥次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 自己又は自社の役員等が伊万里市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等である。
 - イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

- 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ 再委託等の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを
知りながら、当該者と契約を締結している。

6 現地確認会

- (1) 開催日時：令和6年4月17日（水） 午後4時から
- (2) 場所：伊万里市役所（佐賀県伊万里市立花町1355番地1）庁舎1階
- ・現地確認を希望する参加者は、令和6年4月16日（火）午後12時までに事務局に申し出ること。
 - ・現地確認会に参加できる人数は、1参加者あたり4人までとする。
 - ・現地確認会の際、質疑は受け付けない。質疑がある場合は、「8 質疑・回答」に基づき行うこと。

7 日程

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和6年4月12日（金）
現地確認会	令和6年4月17日（水）
質疑受付締切	令和6年4月19日（金）
質疑に対する回答	令和6年4月24日（水）
参加申込書提出締切	令和6年5月 1日（水）
提案書受付締切	令和6年5月15日（水）
第1次審査（書類審査）	令和6年5月17日（金）※予定
第2次審査（プレゼンテーション審査）	令和6年5月24日（金）※予定
プロポーザル審査結果通知	プレゼンテーション実施後10日以内
プロポーザル審査結果公表	
優先交渉者決定	令和6年6月上旬 ※予定
仮契約締結	令和6年9月上旬 ※予定
本契約締結	令和6年10月上旬 ※予定

8 質疑・回答について

質問等がある場合は、次により行うものとする。

- (1) 「質問書（様式第1号）」の提出
- ア 受付期限：令和6年4月19日（金）午後5時まで
- イ 受付方法：(ア) 指定様式による紙媒体で持参

(イ) 指定様式による紙媒体で FAX

(ウ) 電子メール（記載内容が同様であれば指定様式でなくても可）

表題は「令和6年度 伊万里市庁舎1階窓口リニューアル業務委託
質問事項」とすること

ウ 受付場所：16に示す場所

※本プロポーザルに関する質問は、参加申込書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 回答方法

質疑に対する回答については、とりまとめた上で、令和6年4月24日（水）午後2時より、伊万里市のホームページ上で発表する。ただし、質問内容により必要があれば随時回答する場合もある。

9 参加申込手続きについて

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書（様式第2号）とともに次に掲げる書類を提出すること。なお、期限までに参加申込書の提出のない者からの提案は受け付けないものとする。

(1) 参加申込書の提出方法

ア 提出期限：令和6年5月1日（水）午後5時まで

※受付時間は、伊万里市の休日を定める条例（以下、「休日条例」という。）第1条第1項に規定する本市の休日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。

イ 提出場所：16に示す場所

ウ 提出方法：持参又は郵送（提出期限必着）

※持参の場合は参加申込書に受付印を押印した写しを交付する。郵送の場合は参加申込書に受付印を押印した写しを送付するため、返信用封筒（返信先の記入及び84円切手の貼付）を同封すること。なお、郵送料金に不足がある場合は受取人の負担とする。

エ 提出書類：各1部

(ア) 参加申込書（様式第2号）

(イ) 協力事業者一覧（様式第9号）※協力事業者がある場合のみ提出

(ウ) 会社概要説明書（様式第3号）

(エ) 事業実績調書（任意様式）

※過去の実績については、直近2か年で実施した別紙：仕様書で掲げる内容と類似した導入実績を指し、実績を証する書類として、当該事業の契約書及び仕様書の写しを添付すること（最大5件分）。

(オ) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

3か月以内に法務局が発行したもの

※写しも可とするが、この場合、原本から謄写した旨の記載及び記名、押印すること。

(カ) 本市の入札参加資格を有していない場合は、下記の書類についても提出すること。

使用印鑑届兼委任状、誓約書、印鑑登録証明書、営業所一覧表、直前の期末における決算報告書、国税・佐賀県税（県内本店又は県内の支店等の場合）・伊万里市税（市内本店又は市内の支店等の場合）の納税証明書（未納がない証明。3か月以内に交付を受けたもの。）

※（ウ）～（カ）については、協力事業者についても提出すること。

(2) 参加資格の審査結果の通知については、下記のとおりとする。

ア 通知先：参加申込書の提出者

イ 通知方法：書面にて（様式第4号）

ウ 通知時期：令和6年5月10日（金）（予定）

エ その他

参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内（休日条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）に、書面により説明を求められることができる。なお、説明の求めがあった場合は、説明を求められることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により説明を行う。

(3) 参加を辞退する場合

参加申込書提出者がその後参加を辞退する場合は、プロポーザル審査書類受付期間終了日前までに参加辞退届（様式第5号）を16に示す場所まで持参又は郵送すること。また、これ以後の辞退については、16に示す場所への電話連絡のうえ、同様の手続きをすること。

10 プロポーザル審査書類提出に関すること

上記「9参加申込手続きについて－（2）結果通知」により参加資格審査結果通知を受け、資格を有することを認められた参加者は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、事務局に提出するものとする。なお提案資料の様式はA4判の任意様式とし、必要な通数は正本1部、副本（複写可）13部とする。

(1) 提出時期：令和6年5月15日（水）午後5時まで

(2) 提出場所：16に示す場所

(3) 提出方法：持参又は郵送（提出期限必着）

※受付時間は、休日条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く、午前8時30分から午後5時までの間とする

(4) 企画提案内容

別紙：仕様書に記載する内容について、企画提案を行うこと。

(5) 提出書類

提出書類	提出部数等
(1) 企画提案書 (任意様式)	提出部数：正本1部、副本13部 盛り込むべき図面等： ①改修後のレイアウト図面 ②改修後のイメージ図 (パース図) ③改修後のサイン (窓口案内板) のイメージ図及び配置図
(2) 業務実施体制 (任意様式)	提出部数：正本1部、副本13部
(3) 業務工程表 (任意様式)	提出部数：正本1部、副本13部
(4) 提案見積書 (任意様式)	提出部数：正本1部、副本13部 ※内訳書 (任意様式) を添付すること。
(5) 作成に係る留意事項	ア 提出書類に使用するフォントは、分かりやすく見えやすいフォントを使用すること。 イ 文字色等の指定はないが、分かりやすく見えやすい提案書を作成すること。 ウ 提案書については、各ページの下段中央部にページ番号を記載すること。 エ A4判 (A3折込可)、片面印刷、長辺綴じ (ホチキス2カ所) とする。

1.1 審査方法

本業務に係る提案書等の審査、評価及び候補者選定は、「令和6年度 伊万里市庁舎1階窓口リニューアル業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、下記の要領で行う。

(1) 第1次審査 (書面審査)

第1次審査は、提出された提案書等により書面審査を行う。

提出があった企画提案書の数が3件を超えた場合にあっては、上位3位程度までの企画提案を第2次審査の対象とする。また、3件を超えない場合は、全ての企画提案をもって第2次審査を行う。

第2次審査の日程等通知については第1次審査後速やかに全参加者に行う。第1次審査不通過の通知 (様式第6号) を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内 (休日条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。) に、書面により説明を求められることができ、説明の求めがあった場合は、説明を求められることができる期限の翌日から起算して

5日以内に書面により説明を行う。

なお、第1次審査にあたっては、別途個別にヒアリングを行う場合がある。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査（プレゼンテーション）は参加者と協力事業者が連携して提案できるものとする。

ア 第2次審査の日時等については、該当者に別途通知する。

イ プレゼンテーションを行う順番は、事務局において決定する。

ウ プレゼンテーションでは、参加者あたりの提案時間は30分以内とする。続いて、審査委員から質問を行うので、明確に回答すること。質疑応答の時間は10分以内とする。

エ プレゼンテーションで使用する機材は参加者にて用意すること。なお、スクリーンについては事務局で用意する。

オ プレゼンテーション時の資料の追加配布は認めない。提出のあった提案内容に基づき、提案書でイメージをつかみにくい点やアピールしたい点について説明を行うこと。

カ 1参加者あたりのプレゼンテーション参加者は3名までとする。

キ プレゼンテーションは、一般非公開とする。

ク 特別な理由が無く、プレゼンテーション開始時間に遅れた場合は、失格とする。

(3) 審査基準

審査及び評価項目、評価点は様式第7号のとおりとし、最高得点者を本業務の候補者として選定する。なお、最高得点者が複数となった場合は、審査委員会の協議により順位を決定し、順位が上の者を本業務の候補者として選定する。

また、選考において、審査委員会各委員の平均評価点が100分の60に満たない場合は、候補者として選定しない。

1.2 結果通知

審査結果については、下記のとおりとする。

- (1) 通知先 : 全参加者
- (2) 通知方法 : 書面にて（様式第8号）
- (3) 通知内容 : 本業務の候補者であるか否か
- (4) 通知時期 : プレゼンテーション実施後10日以内
- (5) 選定結果について異議申し立ては、一切受け付けない

審査結果の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内（休日条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）に、書面により説明を求めることができる。なお、説明の求めがあった場合は、説明をを求めることができる期限の翌日から起算し

て5日以内に書面により説明を行うものとする。

1.3 提出書類の取扱

本業務のプロポーザルに係る提出書類については、下記のとおり取扱うものとする。

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出書類の提出後における差し替え及び削除、また伊万里市が必要と認め資料の追加を求めた場合を除く追加等は一切認めない。
- (3) 提出書類を、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

1.4 情報公開及び提供

- (1) 提出書類について、伊万里市情報公開条例（平成11年伊万里市条例第16号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

なお、本業務の候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、候補者決定後の開示とする。

- (2) 本業務の候補者選定後に実施する見積合せについては、結果を「伊万里市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領」に基づき公表する。

1.5 その他

- (1) 費用負担

提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

- (2) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 参加辞退の取扱い

参加申込書の提出後に応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出る事とし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。

- (4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方に決定した者が作成した企画提案書等の書類については、伊万里市が必要と認める場合には、あらかじめ契約の相手方に通知し承諾を得たうえで、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写）することができるものとする。

- (5) 異議申立て

参加申込者は、本業務におけるプロポーザル実施後、不知又は不明を理由として異議を申し立てる事はできない。

- (6) 失格条項

参加申込者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査委員会において審査の上、その者を失格とする。

- (ア) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (イ) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (ウ) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (エ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (オ) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を、直接的又は間接的に行った場合
- (カ) 参加申込書の提出期限以降において、伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた場合
- (キ) 本要領に違反又は逸脱した場合
- (ク) ヒアリング又はプレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合

16 問い合わせ先（事務局）

〒848-8501

伊万里市立花町1355番地1

伊万里市役所 総合政策部企画政策課

TEL：0955-23-2124（直通）

FAX：0955-22-7213

E-mail：kikaku@city.imari.lg.jp